

# 1 議 事 日 程 (第 3 日)

(平成 2 4 年第 1 回有田川町議会定例会)

平成 2 4 年 3 月 2 1 日

午前 9 時 3 0 分開議

於 議 場

- 日程第 1 陳情の審査報告について (陳情第 1 号)
- 日程第 2 議案第 11 号 平成 2 4 年度有田川町一般会計予算
- 日程第 3 議案第 12 号 平成 2 4 年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第 13 号 平成 2 4 年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第 14 号 平成 2 4 年度有田川町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 15 号 平成 2 4 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 16 号 平成 2 4 年度有田川町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第 17 号 平成 2 4 年度有田川町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第 18 号 平成 2 4 年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 10 議案第 19 号 平成 2 4 年度有田川町簡易排水事業特別会計予算
- 日程第 11 議案第 20 号 平成 2 4 年度有田川町浄化槽事業特別会計予算
- 日程第 12 議案第 21 号 平成 2 4 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算
- 日程第 13 議案第 22 号 平成 2 4 年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算
- 日程第 14 議案第 23 号 平成 2 4 年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算
- 日程第 15 議案第 24 号 平成 2 4 年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第 16 議案第 25 号 平成 2 4 年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第 17 議案第 26 号 平成 2 4 年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第 18 議案第 27 号 平成 2 4 年度有田川町水道事業会計予算
- 日程第 19 議案第 28 号 有田川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 29 号 有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 30 号 有田川町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 31 号 有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 32 号 有田川町中山間ふるさと・水と土保全基金条例の制定について
- 日程第 24 議案第 33 号 有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 25 議案第 34 号 有田川町公民館運営審議会条例の制定について
- 日程第 26 議案第 35 号 有田川町立金屋図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 27 議案第 36 号 有田川町文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 28 議案第 37 号 有田川町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条

例の制定について

- 日程第29 議案第38号 有田川町特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第39号 有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第40号 有田川町都市農山漁村総合交流促進施設山椒体験棟条例の制定について
- 日程第32 議案第41号 有田川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第42号 有田川町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第34 議案第43号 有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第44号 吉備町文教施設整備基金条例及び金屋町庁舎周辺総合整備資金基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第36 議案第45号 有田川町辺地総合整備計画の策定について
- 日程第37 議案第46号 有田川町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第38 議案第47号 有田川町道路線の認定について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	増谷 憲	2番	堀江 眞智子
3番	橋爪 弘典	4番	東 武史
5番	岡 省吾	6番	前 勢利夫
7番	湊 正剛	8番	佐々木 裕哲
9番	森本 明	10番	殿井 堯
11番	坂上 東洋士	12番	楠部 重計
13番	新家 弘	14番	西 弘義
15番	中山 進	16番	竹本 和泰
17番	亀井 次男	18番	森谷 信哉

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

6番	前 勢利夫	14番	西 弘義
----	-------	-----	------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（22名）

町 長	中山 正隆	副 町 長	山崎 博司
清水行政局長	保田 永一郎	会 計 課 長	西尾 幸治
総務課長	山田 清美	企画財政課長	武内 宜夫
消 防 長	前田 英幸	やすらぎ福祉課長	大方 肇
健康推進課長	上西 英夫	長寿支援課長	中島 詳裕

税 務 課 長	高 垣 忠 由	住 民 課 長	橘 伸 二
産業課長兼商工観光課長	福 原 茂 記	地 籍 調 査 課 長	山 本 泰 司
環 境 衛 生 課 長	河 島 一 昭	建 設 課 長	東 信 行
水 道 課 長	前 守	下 水 道 課 長	東 敏 雄
教 育 委 員 長	早 田 智 代	教 育 長	楠 木 茂
こども教育課長	坂 上 泰 司	社 会 教 育 課 長	三 角 治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長	山 下 時 克	書 記	林 美 穂
---------	---------	-----	-------

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（新家 弘）

おはようございます。

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか21人であります。

……………日程第1 陳情の審査報告について……………

○議長（新家 弘）

日程第1、陳情の審査報告についてを議題とします。

陳情第1号として、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書の提出についての陳情が、本定例会第1日目において、住民福祉常任委員会に付託されています。この件について、委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

住民福祉常任委員会委員長、楠部重計君。

○住民福祉常任委員長（楠部重計）

それでは、議長からお許しをいただきましたので、陳情第1号の報告を行いたいと思います。

陳情第1号、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書の提出についての陳情が、本定例会第1日目において、当委員会に付託されております。

去る3月6日に委員会を開き、担当課長の出席を求め、状況等についても説明を受け、陳情の趣旨、内容等を慎重に審議をいたしました。その結果は、全会一致で採択と決定をいたしました。

なお、御参考までに申しますと、和歌山県議会においても去る12月議会で採択され意見書が提出されていることを申し添えます。十分に御審議の上、よろしく御決定くださいますようお願いを申し上げ、報告を終わります。

○議長（新家 弘）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本件は採択することに決定いたしました。

……………日程第2 議案第11号……………

○議長（新家 弘）

日程第2、議案第11号、平成24年度有田川町一般会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、堀江眞智子君。

○2番（堀江眞智子）

165ページに記載されております、来年度もスクールバスの運行維持管理委託料というのが組みれておりますが、この通学対策費の清水地区スクールバス運行業務について質問をさせていただきます。

第1点目として、業者の運行管理業務についてです。スクールバスで、ホンダの24、23番と1月18日から車検が切れておりながら、四輪駆動でもなく代車として2月6日に配車をし、3月1日までの車検が切れたまま走っていたという事実を御存じだったのでしょうか。業者の管理責任が問われる問題だと思いますが、どのように認識をされておられますか。

2点目に、スクールバスの整備管理規定でいう整備管理者はだれとなっておられるのですか。

そして3点目に、業者は車検切れの報告について、いつ説明に来て、どのような説明をされたのでしょうか。

4つ目には、昨年、委託業者の名前が変わりましたが、そのときに契約変更をされているのでしょうか。されているのであれば、資料の提出を求めます。

○議長（新家 弘）

こども教育課長、坂上泰司君。

○こども教育課長（坂上泰司）

スクールバスの車検切れに関する件ですけれども、3月5日の日にわかりました。それで、早速、株式会社紀州観光に報告を出せということで出させまして、2月6日の運行から3月1日の朝までわからなかったということで、そのまま車検切れで運行していたということを報告受けました。それで、業者に事情説明を聞いたことになるわけですが、厳重に町長名で注意をするということで今なっております。

それから、整備管理者ですが、整備管理者につきましては、また資料で報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（新家 弘）

2番、堀江眞智子君。

○2番（堀江眞智子）

車検切れであったことはたしかでした。そしてまた、町への報告もおくれていると思います。スクールバスの整備管理規定がありまして、バスの安全管理と環境の保全のために車両の点検と整備を規定しています。また、整備管理者の職務も規定されています。日常点検や定期点検の実施を義務づけています。また、運行開始前に自動車点検の基準による日常点検も義務づけています。点検したことを整備管理者に報告させなければならないということも規定されております。また、車両の使用年数や走行距離、稼働率等を把握し、車両の性能向上等に努めるとなっております。これから見ても規定に反するのではないのでしょうか。

また、皆さん御存じかと思いますが、この運行業務、今まで運転をされていた方、長い方が運転をされていましたが、子どもたちは、この運転手さんにすごい愛着を持ってまして、昨年2月にも小学校や中学校6人の育友会名等でも現在の運転手の継続採用を求める要望書を出しています。また、なぜこういうことを言いますかと言いますと、もう4月から現在運転されている運転手さんは雇用しないというふうな会社の現在の状況があります。こういう車検切れの車とかそういうものを提供するような会社に、この3年間の運行を任せていいものかというふうに私は思っております。そのことについてどのように思われますか。

○議長（新家 弘）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

堀江議員にお答えを申し上げます。

子どもの安全を守る、通学の安全を守ると、これは教育委員会の使命でございます。こういう事故が起こった、あるいは車検切れの車があるということはゆゆしき問題で

ございます。今後、安全管理のため、徹底して指導していきたい、そういうふうと考えております。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

実は車検の件、今まで全然報告を受けてません。それで、全くこれは、本当にゆゆしきことでありますんで、これは僕からも十分注意をして、指導していきたいなと思います。

それと、今までの雇用のことですけれども、これは一応僕のほうからできるだけ雇ってほしいという電話をさせてもらったんですけれども、これはやっぱり労使関係で僕のほうから雇えとかそういうことはなかなか言いにくい問題がありまして、継続で雇ってあげてほしいということはお願ひしたんですけれども、その後の報告は聞いておりません。

○議長（新家 弘）

2番、堀江眞智子君。

○2番（堀江眞智子）

厳重に注意をしていくということですが、本当に3年間というのは結構長いんですね。以前にもこの会社、今現在請け負ってくださっている会社なんですけれども、急に4月から、もちろん教育委員会もだっただと思うんですけれども、学校にも報告なく運転手をかえたりという、そういうことがありました。労使間のことは関係ないということですが、やっぱり町が委託していることですので、そのことが子どもたちの安全とかそういうことにつながっていくと思いますので、そこのところはぜひお考えをいただきたいなと思います。

それで、この予算の中にこの部分が含まれているだけで、本当に大切な予算が組まれているわけですが、こういうことがありますと、やはり予算に反対をしなければならぬというふうな形になってまいりますので、これまでもそういうふうに町には指摘をしてきたわけです。そこのところをどのようにお考えだったのかなと思います。

（「議長、ちょっと休憩してくれませんか。」と呼ぶ者あり）

○議長（新家 弘）

ほかにありませんか。

——しばらく休憩をいたします。

~~~~~

休憩 9時45分

再開 13時58分

~~~~~

○議長（新家 弘）

再開いたします。

2番、堀江君の3回目の質疑に対して、町長からの答弁を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

答弁をさせていただきます。

まず初めに、先ほど、きょうまで知らなんだという話をさせていただきました。聞いてから、教育委員会には調査の依頼はしちゃったんやけど、最終的に出てきたのが16日で、17、18日やったんで、正確なことはきょうまで全然わからなんだというところで御理解を賜りたいと思います。

それから、先ほど紀州観光、野崎社長を呼びまして、個人的に話をさせていただきました。先ほどもちょっと全協で謝られたように、事の重大さというのを十分把握してくれまして、とにかく今回は契約を辞退させてもらうということでありまして、それで、それを受けて8日から、これも走らさないわけにはいかないんで、その8日の再開に向けて、これから万全の手続で進めていきたいなと思います。

以上です。

○議長（新家 弘）

ほかに質疑はありませんか。

6番、前勢利夫君。

○6番（前勢利夫）

歳入の36ページ、37ページ、同じく歳出の120ページ、121ページ、いわゆる農業振興費の問題について質疑いたしたいと思います。

あんまりこれ、外国語、ほとんど戦時中の育ちでございますんで、理解しておらないでございます。いわゆるあちらさんでは、デカップリング政策と言われております。日本語に訳して、中山間地域等直接支払制度を指しております。

歴史をさかのぼるとき、この日本の法案につきましては1999年、平成11年の年に閣議決定を受けまして、2000年、翌12年、今から12年前でございますが、初めて国のほうにおいて348億円ですか、予算が計上されて、それぞれ町へこうなった制度でございます。御案内のとおり、これは名前のとおり、たいへんあらゆる面で一番厳しい局面に立たされております中山間地域の基幹産業であります農業、林業、この場合は農業でございますが、直接支払制度でございます。従来、今日に至るまで一貫して継続されておりました、この予算書にも歳入、歳出ともに挙げられておるわけでございます。昨年度に比較いたしまして、もう歳入においては91万円余りが増額されております。全体の農業振興費の中で50%近くを占めております。

ここで、この制度、どんなことがありましてもきちっと守って遂行していかなければならない、していただかなければ中山間地帯はもたないことは極めて明白でありま

す。そういう点から、制定されたときの基準は、私も若干勉強をさせていただいておるんですが、その後、どうなっているのか。この場では資料を持っていただいておりますが、その後、どうなっているのか。この場では資料を持っていただいておりますが、こんなことを言うてさせていただくのはたいへん失礼でございますが、きちっとした今、課長から答弁いただければありがたいんですが、課題として6月議会までに資料を提出していただきたいと思っております。これは、水田、畑、それから草地、放牧地帯を含めまして、区分をおのおの設けておまして、これは傾斜度を中心とした基準によりまして、法ができた当時は1ヘクタール当たりの単価、それぞれ出しておるわけですが、今申し上げましたとおり、第1回から12年の歳月が流れておまして、この基準的な、今申し上げました水田、畑、それから草地、牧草地帯、この基準は恐らく変更がないと思うんですが、その後の経済情勢によりまして、さきにも触れました、若干予算も今年度においても増額されておりますとおり、単価基準が変わっておるんじゃないかと。こういうふうに推察いたしますので、今申し上げましたとおり、6月議会に必ずその資料、同時に今までの成果表、この前、予算研究会の中でも中山議員も、名指してたいへん失礼でございますが、あらゆる面について成果がどうであるかということきちっと表示しもって行くことは、住民に対しての我々の責務じゃないかということを言われまして、私も全く賛成だと言うことを申し上げたんでございますが、成果表を必ず、年度別のをつけていただきたい。これをお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思っております。

以上です。

○議長（新家 弘）

産業課長兼商工観光課長、福原君。

○産業課長兼商工観光課長（福原茂記）

今御質問あった件、6月議会までに実績、それぞれ添付して各議員にお配りいたします。今現在の第3期対策の1アール当たりの単価ですが、田んぼで10割の給付をとった場合2万1,000円、それから8割給付をとった場合は1万6,800円になります。畑につきましては10割給付、ちょっとハードルが高いわけなんですけども、これで1万1,500円、それから8割給付の場合は9,200円が全体の単価となっております。

以上です。

○議長（新家 弘）

6番、前勢利夫君。

○6番（前勢利夫）

さすがに次期部長に就任されるだけで、見事に単価を答えていただきました。よくここまで勉強していただいて、ありがたいお答えだと思います。今いただきましたものを、6月で結構ですんで、資料として、それとあわせてまして、必ず年度別の成果表もつけていただきたいと、こう思いますんでよろしく。その成果表につきまして



は、この項目についてどれだけどれだけということも表示していただきたい。重ねてお願いいたしまして、これはもう答弁は結構でございますので、私の質疑を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（新家 弘）

それではほかに質疑ありませんか。

17番、亀井君。

○17番（亀井次男）

ちょっと3点ばかりお聞きします。

121ページの改良区のいろいろなこの負担金がございます。それについて、当然せんなん負担を国・県の事業で町としても出さんなん部分と、もう1点、平成18年にタンク、それまで制御盤が悪かって、その後、吉川のほうでタンクが漏れたと。そのタンクの修繕という形の陳情が平成18年に執行部の議会のほうに来まして、そのときは国・県の補助事業で改良区にする事業を行う中、受益者負担として農家へも負担が求められているんで、何とかその受益者負担の分について町のほうからも御支援をいただきたい、こういう趣旨でございました。

先日、この予算説明会の中で、タンクの修繕についても10%を町が負担、改良区へしてるという説明を聞いたんで、これは受益者負担のどのぐらいの部分でしてるのかなと。それで、これについては町のほうも、そういう改良区の受益者がどのぐらいあるのかとか、いろいろ議員からも質問もあって、副町長と産業課できちっと精査して、執行するときによろしくお願ひしたい。

こういう点と、もう1点は、藤並駅の管理が産業課から企画に移行したと。その中で2つ質問したくて、その1点は、委託費として350万5,000円計上してると。これは開業後、平成20年、21年から行ってるのが、あくまでも有田川町の観光の町のアンテナショップ兼駐車場の整理とかそういう点で直でしてると思うんです。ただ、そのときに議会でもいろいろ御意見があったんが、観光協会に約1,000万円からのお金を委託料として払うて、その間に80万円の諸経費等々がつくという話があったんで、もう直に水道光熱費、またエレベーターの管理費という、また人件費の何についても直接町のほうから、産業課の観光担当のほうから行くと、こう聞いててんけども、今度、いや、これは委託するんですってこういう説明やったんで、あれ、またこういったメンバーチェンジをいろいろしていく中で、自然と改良区の町での工事について、町が負担せんなん部分とこの受益者の部分について町でお願ひしたいというものも、まるっきり一緒な計上の仕方をしてるといふもんが1点と、それで藤並の駅の今度は産業課から企画へ、この管理は行ふんやけど、今の場所については産業、観光という立場の中でアンテナショップを、今までみたいに町から直接払うべきやないかと。なぜなつて言うたら、清水のふるさと開発公社みたいに、年間1,500万

円ずつほうり込みながらトントンでいくとか、そういうような話になってくるんで、そんなんもし観光協会へ委託したら、観光協会を迂回しての、よけ高くなってくるんではないかっていう中で、町長がどう思っているのかなというのがこの2点目。

3点目に、この今の藤並駅の駐車場も天王寺以遠まで行ったら無料でとめられるということで、土日に着いたらもう満車に駐車場がなってるという状況の中、県の吉備バイパスの延長で今ちょうど、もとD51を置いていたところも整理もできてるんで、あそこをまた拡幅して、利便性のええように町長、考えてやってくれまいかのと。この3点、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

亀井議員にお答えをしたいと思います。

改良区のことについては副町長のほうから答弁をさせます。

もう1点、藤並駅の委託の問題でありますけれども、現在、藤並駅については町直営でやってるんですけれども、観光の町内のアンテナショップ、これについては観光協会へ委託をさせていただいてます。それで、町営でやるんについては、今後検討していきたいと思っておりますけれども、ちょっと収入とかいろんなもんが入ってきますんで、そこら辺もちょっと精査しなければならない問題があるのかなという思いであります。

また一遍、藤並駅のすべての面についても、今、いろんな方に委託をしてますんで、これできたら地元で、もう一括してやってもらえんのかなというようにいろんな検討をこれからしていきたいと思っております。

それから、D51のところの道路ですけれども、これについては非常にあそこあたりは狭いところだということは認識……

（「駐車場の拡幅です。」と亀井議員、呼ぶ）

○町長（中山正隆）

あいてるんで、今、実は藤並駅の駐車場、非常に多くの方が利用してくれております。もう少し駐車場を広げられないか、これから検討させてもらいたいと思います。

○議長（新家 弘）

副町長、山崎博司君。

○副町長（山崎博司）

それでは、お答えさせていただきます。

有田川土地改良区の今、有田川町の受益戸数は、手元の資料では733戸です。それと受益面積が374万4,822平方メートルです。当初から大体今まで、戸数、受益面積ともに、約8割ぐらいは減少しております。

亀井議員、先ほどお話にありました修理の関係のなんですけれども、今現在、土地改良施設の修繕・保全事業ということでポンプとか配電盤の事業を平成12年からずっ

と行ってきたわけですが、お話のように、受益者負担に対して町が4割という補助をしています。全体事業費にいたしますと約1割に相当するわけです。これは有田市と有田川町、それから関係自治体、そういう申し合わせによって支出しているかということになってございます。

以上です。

○議長（新家 弘）

17番、亀井君。

○17番（亀井次男）

駐車場の件は、今度は担当も変わったんで、町長さんをお願いする問題でございます。

もう1点目のこの観光協会、いろいろ売ってとか聞いているんやけど、今実質、有田川町の観光協会ってそんなえね、物産を普通でやったらそこでやってくれたらええんやけど、今、町でアルバイトで雇ってる子らが掃除もし、この物産も置いてるっていうふうになってるんで。僕、中途半端にね、担当課に任せといたら、有田物産センターでも、町が金出して、商工会も出しているいろいろしてて、1回投資するときに商工会の分まで町は出して投資したと。今度でも、有田鉄道で巡回バスのなんがまだ2人ほどいてると。それで町で雇った子は、全部で3人が交代交代で来てくれる。ただ、僕はあの子らに、地元の人らにきちっとお金がわたっちゃってくれたらええんやけど、それにしようと思ったら、前みたいに約1,000万円のうちの80万円が諸経費やうていうて、向こうへぽんと持っていくような話はいかがなもんかなと。それで、アンテナショップとして、そこで役員に聞いたら、ややこしいことばかり言うんやけど、金屋の明恵峡温泉でも、あれは役場の課長がその責任者で、金扱うんが、また支配人に代行させてるんやうて、そんな難しい話やったら、そしたらあそこへアンテナショップをみんなに無料で配るやつを集めたらええわけやし。それでいろいろな自販機置いて。変に観光協会を通じてそこへ委託するって言うて、こっちはお金をもらわなんやつ、なぜそんなとこへ委託するんかなっていう問題あるんで、それはきちっと検討していただきたい。この前、何したら、もうそんなんになってますって言うさかいにおかしいなっていう話を、町長に腹へ入れておいてほしいと。

もう1点は、この土地改良区の問題で、受益者負担の4割を町が見ると。ほいや、それはいつまで見るんよと。どのぐらい見るんよという話をきちっと、町長のところへも、担当もきちっとしとかなんだら、途中からこんなんして、全体的の1割を町が持つんやうていうたら、ずっと持たんなんことになってくるって。やっぱしそれは、そんなこと言うてて、僕、一般的な町民からも怒ると思う。やっぱり受益者負担というもんが必ずあるんやさかい、その中でことしやったらこんだけ応援できるよ、そしたら来年の話は僕はあんまり、そのときそのときで町の予算も違ってくると思うんや。その受益者負担の4割を見たら、工事費の1割やと。それでも工事費の1割をずっ

と町が見るんやっていうような安易な考えで、それは簡単なんか知らんけど、安易な考えになってくるんで。どんどんどんどん工事しだしたら、どんだけの工事が起こってくるんかなっていうもんも全部含めて、この点は副町長、よろしく頼んでおきますちゅうてこの前も言うてるんやけど、確認のために今言わせてもうてるんで。町長はそれを知らいでも、最高責任者は町長やさかいに、その点も含めて腹へ入れといていただきたいと。そのなんだけちょっと聞かせてもうたら。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

藤並駅のことについては、一遍検討をさせていただきます。

それから、この改良区の予算でありますけれども、これやっぱり有田はミカン産業というのは非常に大事やということで、当時、有田市、それから湯浅町、下津町、当時の吉備町、それから金屋町が寄って協議をして、受益者負担の4割、全体の工事費の1割であります、これをずっと今まで補助してきたんですけれども。今度はおっしゃるとおり、またこれは有田川だけで解決できない問題もたくさんあると思います。できたら1回、その工事の年度内の計画表ぐらいは出していただいて、そしてまた検討をしていきたいなと思います。

○議長（新家 弘）

それでは、ほかにありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

議案第11号について質疑をさせていただきます。幾つか用意してあったんですが、2点だけ伺います。

全国棚田サミットのことでありますが、今回、開催企画立案業務委託料として100万円組まれています。この計画書をつくるのに総額275万円の予算化ですが、全体の事業費をどの程度見込まれているのか、この点をまず伺っておきたいと思っています。

それから2つ目に、事業効果の問題であります。既に開催された市町村に、私、電話などして伺ったんですが、返ってきたのは明確な事業効果は言いませんでした。せいぜい知名度が上がったというくらいです。ある県の町では、棚田の保全活動のために地域おこし協力隊1人を特別交付税措置で3年間雇用しているという事例がありましたし、またある県の町では、棚田サミットに来てくれた全国からの人を棚田まで送迎するのに、道が狭くて、バス16台用意して行けなかったんで、バスが行けるように道路を拡幅して、橋をつけたりして、土木費に3億円使ったとこういう事例までありました。ですから、本当に来年度に向けて棚田サミットをやってよかったよと、町長さん、せっかく手を挙げてくれたんですから、そういう事業効果が見込まれるよう

な計画をぜひつくっていただきたいと思います。その点、いかがでしょうか。

それから2つ目ですが、今回、線量計を購入する予算を組まれています、これは全国で本当に今、若いお母さん方を中心にして、どこでも放射能の影響について心配される事態になってまいりました。我が町でもお聞きしましたら、給食センターなどへも原料について、食材について大丈夫かという問い合わせもあったとお聞きしましたし、ですからせっかく購入するんでありますから、何台購入されて、どういう使い方をするのかというめどを伺っておきたいと思いますが、この2点いかがでしょうか。

○議長（新家 弘）

産業課長兼商工観光課長、福原君。

○産業課長兼商工観光課長（福原茂記）

まず、御質疑のありました全体的な事業費であります、本年度予算のほうへは、町の費用としまして1,000万円を計上させていただいております。それはいろんな分野にわたってるわけですが、24年度、あと県から450万円、これは直接実行委員会のほうへ負担金として入れていただく予定となっております。あと390万円、これは参加者等の負担です。1,489万円が24年度のサミット関係の予算と考えております。25年については3,182万円、これも町で1,235万円、あと県の負担金、それから参加者負担金を1,600万円ほど予定をしております。それで、トータル的には4,670万円ほどがサミットに係る事業費というふうに見込んでおります。

それから、費用対効果といいますか、波及効果につきましては、いろんな事例を今後研究しまして、できる限り後年度にその効果が残るように取り組んでいきたいというふうに考えておりますが、具体的に今こういうような形をすればこういう成果が得られるというところにはまだ至っておりませんので、今後十分検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（新家 弘）

環境衛生課長、河島君。

○環境衛生課長（河島一昭）

増谷議員さんに、今お尋ねの件につきましてお答えさせていただきたいと思います。

まず、線量計ですけれども、購入台数は一応1台を予定しております。今のところですけれども、考えているのは人体への影響、これを考慮するという、いわゆるシーベルト、この量ををはかれること。そしてもう1つは、放射線全体の大きさというんですか、強さというんですか、これがはかれるような、これいわゆるベクレルというんですけれども、この2つ。そしてもう1つは、こういう空間でもどれぐらいの放射線があるのかということをはかれる、そういう線量計にしたいなとは思っております。

どういふふうにするかということなんですけれども、当面、そういう空間線量計いう

のを定点観測、例えば、有田川町役場の吉備庁舎、こちらの庁舎で月1回はからせていただくと、それを記録にとどめるというふうなことでございます。今、河川水についてもそういう定点観測をしております。そういったことで、放射線に関しても定点観測というふうなことをさせていただきたいと思っております。現在、私思ってるそういう機種でございますと、食品の表面汚染、これもはかることはできます。そういったことで購入後、要望あればそういった使い方もできるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（新家 弘）

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

再度質疑をさせていただきます。

サミットについてであります。これまで棚田サミットが開催されてきた市町村の65%が、棚田オーナー制を持っているところなんです。棚田オーナー制、全国から来てもらって、田植えして、それで刈った米をもらっていくという、そういう制度は65%を占めているわけです。ですから、棚田サミットをする以前から、こういう取り組みをしているところが受けているわけです。でも残念なことに、我が町はそういう棚田オーナー制もないので、やっぱりその点は、先ほども質疑させていただいたとおり、十分事業効果が出るように慎重な論議をお願いしたいのと、あわせて、もしそのサミットの中で基調講演なども予定しているとすれば、全国の事例を見たら知事さんがしゃべってる場合が多いんですよ。私は知事さんではなくて、やっぱりこういう問題に専門的に取り組んでる大学の先生とか、そういう団体の方を呼んで、本当に来た方、地元の方も実のあるような話をしていただくような、知事さんが悪いと言ってるんじゃないですよ、ぜひそういう、私なんかが行っても、農業をやってなかったも行ったらなるほどなどと言える講演にしてもらえよう取り組みをしていただきたいと思います。その点いかがでしょうか。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

議員にお答えをしたいと思います。

まず棚田サミット、これ費用対効果というのはもちろん大事だと思います。思いますが、やっぱりみんなに少しでも今置かれている棚田の現状、それから棚田の果たしてきた今までの役割、こういうものをみんなに知っていただくというのが大きな目的であります。

また、オーナー制については、僕もよく行ってるんで知ってます。このことについても、この機会を通じてオーナーになっていただける方を募集というか、協力してく

れる方を募りたいと思います。

それから、基調講演については、まだどういう方向でやるか決まってませんけれども、その趣旨は十分承りまして、いろんな方向から検討させていただいて、ぜひ実のある棚田サミットにやっていきたいと思いますので、議員の皆さん方の協力、これもひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（新家 弘）

ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（新家 弘）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第3 議案第12号……………

○議長（新家 弘）

日程第3、議案第12号、平成24年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

議案第12号について質疑をさせていただきます。

先日の一般質問でも取り上げさせていただきました、1世帯当たりの税の引き下げの問題なんですけども、あのときの質問の中で、国保被保険者の世帯の所得構成の数字を出していただきました。それを見ましたら、やっぱり100万円以下の世帯が60数%を占めている結果という報告がありましたよね。ですから、私はあえて緊急策として、まず当面、100万円以下の世帯、2,697世帯という数字をいただきましたので、この世帯についての世帯割を引き下げを求めたいと思うんですが、大体約年間2,700万円でありますから、今の保険給付費の5%の3年間の平均をとった残りの額を引いても、この額だと10年近く維持できるという数字になります。

ぜひともこの点を求めたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

検討させていただきたいと思います。

○議長（新家 弘）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

議案第12号について、反対の討論をさせていただきます。

先ほど町長のほうから、私の提案に対して前向きな答弁をいただいたわけですが、しかし、今の国保の全体的な問題を考えて、あえて私は討論をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、やはり国保税が高過ぎます。国が指導する基金額を引いても、全世帯に1万円下げられる基金を保有しています。また、どうしても財源が不足すれば、一般財源を充当してでも考えるべきであります。町民の負担増を抑えつつ必要な医療を給付するために、国、県、町が国保に公費を投入するのは、制度の目的にかなった措置であると考えます。有田川町は被保険者で200万円以下の所得世帯が81%、無職の方や年金生活の方、農業の方で58%を占めます。これは負担が重過ぎて税を払えないということになってきます。この根本問題を改善しないまま収納率向上や保険証の取り上げ、差し押さえを強めても、住民をさらに貧困に追い込み、命と健康を破壊することにつながってまいります。国保の国庫負担、町長も賛同されましたが、84年の水準、給付費の60%相当に戻せば、被保険者1人当たり3万円の税を引き下げることができます。当面100万円の所得の世帯、ぜひとも町長に実現していただくことを求めて、申しわけございませんが反対討論とさせていただきます。

○議長（新家 弘）

ほかに討論はありませんか。

6番、前勢利夫君。

○6番（前勢利夫）

議案に対する全面的賛成を、ここで改めて表明いたします。

御案内のとおり、社会保障制度は、どのような政体であれ、どの国であれ、これはまさにきょうは人の身、あしたは我が身の理念が共通する理念でございまして、すべ



てを国、自治体に頼るといふようなことは永続できる制度ではございません。その時々によって応分の負担といふことは、これは我が国でも国民の義務の1つだと思ふんでございます。

1月29日に全国4大紙は、一斉に社会保障と税の世論調査を行いました。制度維持に不安感という意見は圧倒的多数で93%ございました。そして、医療、介護、年金ともども応分の負担が必要だといふ数が過半数をはるかに超しております。私たちが医療保険の1つ、国民が担当するところの保険におきましても、窓口で100円一律に上乘せ賛成が全国で65%に及んでおります。子育て、またはその他いろいろの世論につきましても、今申し上げました、時間がございませんので申し上げませんが、皆過半数を超しております。ただ、予算の無駄遣い削減を国は率先してやれといふことについての努力不足は、8割は指摘しております。この制度は、国、まず根幹的に抜本的な今後の制度のあり方を国自体が検討するとともに、地方と呼吸をあわせて永遠にわたる社会保障制度を充実していくといふことは、国のいか民力のいかを問わず、人間社会の幸福実現への最大科目であることを強調いたしまして、本町におきましても本当に徴税率においてもあらゆる形で県下屈指の、また全国でも基金等については驚異的な数字での確保を果たしておることにかんがみ、さらに執行部において、また我々とともに協力して国保制度を守っていくことを改めて表明いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（新家 弘）

ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（新家 弘）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第4 議案第13号……………

○議長（新家 弘）

日程第4、議案第13号、平成24年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

議案第13号について質疑をさせていただきます。

今回、2年越しの見直しということで、均等割で幾らぐらい、所得割率で何%、平均の保険料で年間どれぐらい想定されることになるのか伺っておきたいと思います。

○議長（新家 弘）

住民課長、橘君。

○住民課長（橘 伸二）

ただいまの増谷議員の御質疑にお答えしたいと思います。

今般、24年、25年度の後期高齢医療の保険料の改定がありまして、均等割におきまして、622円増の4万3,271円、所得割り増につきましては0.37%増の8.28%となりました。これに基づき、負担の額の金額的にどのぐらいかということでございますけども、平均的な所得の状況と家族の構成をちょっと見てみますと、200万円の所得、公的年金のみの方を比較いたしますと、1年間で1,300円、この方につきましては2割、5割、50%の軽減がかかりますので1,300円の増、2人世帯で夫が200万円、妻が80万円の公的年金の収入があったと仮定いたしました場合、増額となるのは1,800円というところでございます。軽減の全然かからない世帯を比較してみますと、300万円の収入があると仮定しますと、1人で6,000円の増、2人で夫が300万円、妻が80万円という場合を仮定いたしますと、年間で6,600円の増というところでございます。

以上でございます。

○議長（新家 弘）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

議案第13号について、反対の立場から討論をさせていただきます。

ことは、後期高齢者医療の保険料が上がる年になっております。平均で1,378円のアップ、年間に直しますと、平均で5万1,128円のアップとなります。75歳以上を国保制度などから脱退させて、いわゆる強制的に加入させる制度となっております。後期高齢者の給付増や人口増が直接高齢者自身の保険料にはね返る制度であることを申し上げまして、反対の討論とさせていただきます。

○議長（新家 弘）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（新家 弘）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第5 議案第14号……………

○議長（新家 弘）

日程第5、議案第14号、平成24年度有田川町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

議案第14号について、質疑をさせていただきます。

今回の介護保険制度の保険基準額などの変更によりまして、再度伺っておきたいわけですが、基準額が現在4,000円から幾らに変わるのか。また、ヘルパーの家事援助などの基準時間や報酬の単価の基準が変わりますが、この点の御説明を求めます。以上です。

○議長（新家 弘）

長寿支援課長、中島君。

○長寿支援課長（中島詳裕）

お答えさせていただきます。

介護保険料でございますが、現行月額4,000円、これは第1号被保険者の4段階の人の基準額でございます。それを4,700円に改正させていただきますと思います。改定率で言いますと、17.5%のアップでございます。

それと、介護報酬の件でございますが、現行制度よりも全国平均で約1.2%の増となります。これに関しましては、介護職員の処遇改善、また在宅介護サービスの面でより充実を図るということで、現在、サービス提供の単位が大体60分とかなっておりますのを、もう少し圧縮して45分とするということで、きめ細かなサービスの提供を目指すものでございます。

以上でございます。

○議長（新家 弘）

ほかに質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

1 番、増谷憲君。

○1 番（増谷 憲）

議案第 14 号について、反対の立場から討論させていただきます。

今回の改訂によりまして、基準額が 700 円上がり 4, 700 円となります。年間 8, 400 円の増です。年金生活者は保険料の引き上げで負担がふえます。また、介護サービスを受ける高齢者も、例えばヘルパーの家事援助などの生活援助は 30 分以上 60 分未満が 229 単位、60 分以上が 290 単位が、改定後は 20 分以上 45 分未満で 190 単位、45 分以上で 235 単位と時間も報酬も削減され、重点化・効率化のもとに生活援助を削ることになります。

また、特養など施設介護の基本方針も下げ、重度の人が多いほど報酬がふえるため、入所しにくい環境を一層つくってしまいます。また、老健施設は在宅復帰やベッドの回転率の高い施設を評価し、回転率の低い施設と格差をつけることで退所を迫る仕組みにもなっています。介護職員の処遇改善交付金を廃止し、介護報酬に組んでいます。

以上の理由によりまして反対といたします。

○議長（新家 弘）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（新家 弘）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第 6 議案第 15 号……………

○議長（新家 弘）

日程第 6、議案第 15 号、平成 24 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第7 議案第16号……………

○議長（新家 弘）

日程第7、議案第16号、平成24年度有田川町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第8 議案第17号……………

○議長（新家 弘）

日程第8、議案第17号、平成24年度有田川町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（新家 弘）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第9 議案第18号……………

○議長（新家 弘）

日程第9、議案第18号、平成24年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第10 議案第19号……………

○議長（新家 弘）

日程第10、議案第19号、平成24年度有田川町簡易排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第11 議案第20号……………

○議長（新家 弘）

日程第11、議案第20号、平成24年度有田川町浄化槽事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第12 議案第21号……………

○議長（新家 弘）

日程第12、議案第21号、平成24年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第13 議案第22号……………

○議長（新家 弘）

日程第13、議案第22号、平成24年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第14 議案第23号……………

○議長（新家 弘）

日程第14、議案第23号、平成24年度有田川町栗生財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。



これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第15 議案第24号……………

○議長（新家 弘）

日程第15、議案第24号、平成24年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計  
予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第16 議案第25号……………

○議長（新家 弘）

日程第16、議案第25号、平成24年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計  
予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

（「議長、暫時休憩」と前勢議員、呼ぶ）

○議長（新家 弘）

しばらく休憩をいたします。

~~~~~

休憩 14時55分

再開 15時10分

~~~~~

○議長（新家 弘）

再開いたします。

……………日程第17 議案第26号……………

○議長（新家 弘）

日程第17、議案第26号、平成24年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計  
予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第18 議案第27号……………

○議長（新家 弘）

日程第18、議案第27号、平成24年度有田川町水道事業会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第19 議案第28号……………

○議長（新家 弘）

日程第19、議案第28号、有田川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第20 議案第29号……………

○議長（新家 弘）

日程第20、議案第29号、有田川町特別職の職員で非常勤務のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第21 議案第30号……………

○議長（新家 弘）

日程第21、議案第30号、有田川町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

議案第30号、町税条例の一部改正について質疑をさせていただきます。

今回の改正の中に、個人の町民税の税率、所得割の3,000円に平成26年度から10年間に限って500円上乘せする特例が入っていますが、このことによって年間どれぐらいの税収が見込まれ得るのか御説明をいただきたいと思います。

○議長（新家 弘）

税務課長、高垣忠由君。

○税務課長（高垣忠由）

増谷議員の税条例の改正の町民税、均等割についてお答えします。

この改正については、防災等の財源として使われるものです。先ほど議員おっしゃったように、平成26年から35年の10年間、現在3,000円ですけれども、50

0円ついて3,500円となります。1年間に今の納税義務者を換算しますと、今の納税義務者が5,564名、それへ500円を掛けますと、年間278万2,000円になります。10年間で2,782万円。年間1,947万4,000円になります。

以上です。

○議長（新家 弘）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第22 議案第31号……………

○議長（新家 弘）

日程第22、議案第31号、有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第23 議案第32号……………

○議長（新家 弘）

日程第23、議案第32号、有田川町中山間ふるさと・水と土保全基金条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第24 議案第33号……………

○議長（新家 弘）

日程第24、議案第33号、有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、楠部重計君。

○12番（楠部重計）

議案第33号につきまして、ちょっと確認をしたいと思っておりますけれども。

別表の第2条関係で、有田川町立の上六川小学校を項を削るとありますけど、これ廃校にして今後どうするか、町のほうで一応目的を持たれておるのか、その点、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（新家 弘）

こども教育課長、坂上君。

○こども教育課長（坂上泰司）

上六川小学校につきましては、平成22年4月1日より休校してまいりました。この施設を地元の上六川区が農産物加工所として使用したいという旨がありまして、今

回の議案に出させてもらっています。

以上でございます。

○議長（新家 弘）

12番、楠部重計君。

○12番（楠部重計）

再質疑を行いたいと思います。

私、一般質問でも町長によく、いわゆる休校を旧金屋町では5年間、そして学校に後の生徒がなければ5年休校やって、それで廃校へ持っていったわけなんですけれども。旧峯口小では、峯口小学校の跡地を味噌加工とか婦人団体が使っております。私は、かつての一般質問でも、廃校を利用して老人ホームとかそういったものはできないかということであれしておったんです。今回こうして上六川小学校も廃校されて、ええことであろうかと思えますけれども、説明会でもお聞きしたところ、味彩会っていうのが、その上六川区と県道海南金屋線ですか、あの辺でやってると思うんですけども、その人たちの組合員が何か廃校した後を利用して加工品をつくるというようなことを聞いておりますけれども。一体どこまで進んでるのかどうかわかりませんが、味彩会で我々も予算研究会で聞いたわけなんですけれども、ちょっと理解できかねますところもありますので、実態として味彩会は今後どのような加工品をつかって、その販売をどうするのか、味彩会のをその物産店で売するのか。また、その味彩会での今やってる物産店では、年間幾らぐらい売り上げしておるのか、その辺は実態は把握されてるのかどうかお聞かせをできたらと思います。

○議長（新家 弘）

産業課長兼商工観光課長、福原君。

○産業課長兼商工観光課長（福原茂記）

農産加工の加工所にするという事は、私のほうへは、直接そういった話は今のところございません。地元がそういうような形で利用していただくことについて結構なことかとは思いますが、それについて補助金どうのこうのとか、どうしたということとはございませんので、今のところ私は、その売り上げとかどういうふうな形でというのは把握しておりません。すいません。

（発言する者あり）

○産業課長兼商工観光課長（福原茂記）

売り上げですか。申しわけございません。把握しておりません、すべて。

○議長（新家 弘）

12番、楠部重計君。

○12番（楠部重計）

把握してないということですけども、私は別に何も、廃校を利用するなどは言っていないんですよ。ただ、かつて生石小学校の跡地を加工場にして、ジュースを絞って、

確かに中山間事業の補助金をもらってそれへつぎ込んだと。町も補助金を機械へ出していると。ええことやなと思っておって、議会でもほかの同僚議員からも廃校を利用してっていうことは、これはもう議会も常々、町執行部に対して申し上げてきたところなんですけれども、悲しいかな、僕も旧金屋町なんですけれども、成功してほしいなと思っておったんですけれども、案外うまくいかなかったということもありますので、ここも私はこれで味彩会に貸しても、私も吉原でわいわい広場というのを物産化してやっております。年間何百万かそれを売っておりますけれども、役員の1人としてやってるんですけども、なかなか何も補助をもらわんと、自分らで資金を出して僕らはやっておるんですけど、仲間をつくって。どんどんは大きいですけど、僕らはほんの小さいあれやけども、日ごろ、おばあさんやおじいさんが野菜をつくったものを売っていると。町長も何回か寄ってくれてやってるんですけども。

ですから、生石にしろ、今回そういうことをやるにしても、できれば成功してほしいというのは、これは議員もみんなの願いやと思うんで、生石に例えたら悪いですけども、まだ今もそのジュースの加工料が残ってるような実態なんですね。これを議会でもこの前、追及がございましたけれども、そういった失敗やなくて、せつかく廃校によって利用するんで、成功に結びつくように町もしっかり見張りながら、見張りながらと言ったら組合があるから悪いですけども、そういった実態を踏まえて、今後もし廃校から地域へ貸与するなりする場合は、十分検討を重ねた上、議会へも報告をしていただけたらと思いますので、その点、生石の実態もそうですけれども、あれだけ大きな金をつぎ込んで、県も町も補助を出して、これがうまくいかなかったと、そういう実態がありますので、失敗談に結びつかないようにやってほしいのが、これは議会のみんなの総意であろうかと思えます。そこら辺は、町としてもしっかり把握して、成功するようにできたらお願いをしたいと思いますので。産業課が担当になるかわかりませんが、その意気込みをひとつ議会で質疑に対してお答えできたらと思います。

以上です。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えします。

上六川の小学校の跡地については、味彩会の方々が農産物の加工をやって販売をするということを聞いてます。生石の事例もありますんで、そこら辺も運営に当たっては町もいろんな指導をしていきたいなと思えます。

○議長（新家 弘）

産業課長兼商工観光課長、福原君。

○産業課長兼商工観光課長（福原茂記）



味彩会の方とは、まだ私はお会いしたことはございませんので、一度お会いして、  
どういうふうに進めていくのか十分お聞きして、またできる指導は協力はしていきたい  
というふうに思っています。

○議長（新家 弘）

ほかに質疑ありませんか。

17番、亀井次男君。

○17番（亀井次男）

ちょっとややこしい話になってるんで、関連して聞かせてもらうんやけど。要は、  
ただいまのこの議案は、上六川小学校を削るという形で議案できて、ただそこがこん  
なに使うんやってこう言うたら、そうや、その担当のほうが知らんというか、こう  
いうふうにいるいろいろこんなんするんで、僕いつでも提案させてもらうように、きょう  
も提案させてもらいたいんが、全町の施設をどこかが管理をします。その中で、使  
いたって言うたら産業課を通じて相談したらどうとか、こういうような形がええと  
思うんで。

今の同僚議員の質問が、だれかがどっかで借いちゃらってというふうな形、産業課が  
知らなったら教育委員会かってこういうふうな形にもなってくると思うんで、これは  
教育委員会ではこれを削除するっていう提案をしてるんやけど、今後、後を使うとき  
にはそういうような形でも持っていくべきやとこう思うんで。

今の開発公社に貸してるやつも、藤並駅のやつなんかも全部含めて、今度でも方々、  
ドームなんかでも方々変わってます言うけど、基本的にどっかが、有田川町の管財課  
やったら管財課で全部一応して、そこからこれを使うんやったら産業課も通じてとか、  
いろいろそういうふうに関後していかなんと思うんやけど、その点。

それで、これの上六川小学校を削るって、この議案はもうそれでええんで、今度そ  
れを使うときには、そういう考えはどうですかって町長にお聞きしたいとこう思いま  
す。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

亀井議員おっしゃるとおり、今回はこれ教育委員会の管轄の学校を、休校を廃校に  
するという提案をさせていただきました。もちろん、また先ほど産業課長が答えたと  
おり、そういうことをやる事業がスタートすれば、当然産業課がそれにタッチをして  
いく、そういうことになっておりますんで御理解賜りたいと思います。

（「管財課みたいになっていう考えは、そこの検討を。」と亀井議員、呼ぶ）

○町長（中山正隆）

一遍それもちよっと検討させていただきます。

○議長（新家 弘）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 2 5 議案第 3 4 号……………

○議長（新家 弘）

日程第 2 5、議案第 3 4 号、有田川町公民館運営審議会条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 2 6 議案第 3 5 号……………

○議長（新家 弘）

日程第 2 6、議案第 3 5 号、有田川町立金屋図書館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 2 7 議案第 3 6 号……………

○議長（新家 弘）

日程第 2 7、議案第 3 6 号、有田川町文化ホール条例の一部を改正する条例の制定  
についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 2 8 議案第 3 7 号……………

○議長（新家 弘）

日程第 2 8、議案第 3 7 号、有田川町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改  
正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 2 9 議案第 3 8 号……………

○議長（新家 弘）

日程第 2 9、議案第 3 8 号、有田川町特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 3 0 議案第 3 9 号……………

○議長（新家 弘）

日程第 3 0、議案第 3 9 号、有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（新家 弘）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第31 議案第40号……………

○議長（新家 弘）

日程第31、議案第40号、有田川町都市農山漁村総合交流促進施設山椒体験棟条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第32 議案第41号……………

○議長（新家 弘）

日程第32、議案第41号、有田川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 3 3 議案第 4 2 号……………

○議長（新家 弘）

日程第 3 3、議案第 4 2 号、有田川町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 3 4 議案第 4 3 号……………

○議長（新家 弘）

日程第 3 4、議案第 4 3 号、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第35 議案第44号……………

○議長（新家 弘）

日程第35、議案第44号、吉備町文教施設整備基金条例及び金屋町庁舎周辺総合整備資金基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第36 議案第45号……………

○議長（新家 弘）

日程第36、議案第45号、有田川町辺地総合整備計画の策定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第37 議案第46号……………

○議長（新家 弘）

日程第37、議案第46号、有田川町辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第38 議案第47号……………

○議長（新家 弘）

日程第38、議案第47号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び



結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、森谷信哉君。

○産業建設常任委員長（森谷信哉）

去る3月1日、議会初日に当委員会に付託されました議案第47号、有田川町道路線の認定について、産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は3月2日、委員会室において全員出席のもと開催し、建設課長及び担当者の出席を求め、現地へ出向き説明を聴取しました。その後、慎重に審査をいたしました。

この路線は堀之内線と言い、野田地区内のポッポ道に隣接している里道であり、幅員は3.5から4.4メートルで、延長230メートルであります。審査結果は、町道認定の基準に該当しており、町道として認定することが妥当であり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（新家 弘）

以上、委員長報告が終わりました。

続きまして、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

先ほど住民福祉常任委員会委員長から、発委第1号、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

……………追加日程第1 発委第1号……………

○議長（新家 弘）

追加日程第1、発委第1号、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者である住民福祉常任委員会委員長に提案理由の説明を求めます。

住民福祉常任委員会委員長、楠部重計君。

○住民福祉常任委員長（楠部重計）

ただいま議長の許可をいただきましたので、発委第1号、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書の提出について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、陳情第1号の審査報告で採択と決めています。したがって、これに沿って当議会としての意志をあらわすために、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定に基づき提案するものであります。

発委第1号としてお手元に配付させていただきました。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書（案）。

今の日本は、国民の心の健康の危機と言える状況にある。それは平成23年7月6日に、厚生労働省が4大疾病、がん・脳卒中・心臓病・糖尿病に、新たに精神疾患を加えて5大疾病とする方針を決めたことにもあらわれている。

この背景には、平成20年の患者調査で糖尿病患者数237万人、がん患者数152万人などに対し、精神疾患の患者数は323万人と最も多く、国民に広くかかわる疾患となっていること。また、毎年3万人を超える自殺者の約9割には何らかの精神疾患に罹患<sup>りかん</sup>していた可能性があるとされているためであります。

平成20年度から21年度にかけて、厚生労働省は「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」を設け、現状を網羅的に明らかにし、今後の望まれる施策を報告した。この報告をもとに、平成22年4月に、当事者、家族、医療福祉の専門家及び学識経験者によるこころの健康政策構想会議が設立された。この会議では、当事者、家族のニーズに応えることを軸に捉えて会議を重ね、現在の危機に早く根本的に改革する提言をまとめ、平成22年5月末に「こころの健康政策についての提言書」を厚生労働大臣に提出した。

この提言書の中で、精神医療改革、精神保健改革、家族支援を軸として、国民すべてを対象としたこころの健康についての総合的、長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を強く求めている。

よって、政府及び国会におかれては、国民のこころの健康の増進を図るため、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」を早急に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月21日、有田川町議会。

なお、意見書の提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、社会保障税一体改革担当大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

慎重に御審議をいただき御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（新家 弘）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり提出することに決定いたしました。

○議長（新家 弘）

それではここで、長い間、町発展のために御尽力いただきました課長の皆さんが、本年3月31日をもって退職されます。

企画財政課長より、退職される皆さんの役職、氏名の紹介の申し出がありましたので許可します。

企画財政課長、武内君。

○企画財政課長（武内宜夫）

ただいま議長の許可を得ましたので、本年3月31日付をもって退職される方々を紹介させていただきます。

環境衛生課長、河島一昭さん、建設課長、東信行さん、下水道課長、東敏雄さん、

議会事務局長、山下時克さん、税務課長、高垣忠由さん、総務課長、山田清美さん、会計課長、西尾幸治さん、学校給食センター所長、下西隆雄さん、藤並保育所長、青木修子さん、清水保育所長、西脇榮子さん、以上、10名の方々です。

○議長（新家 弘）

退職者を代表して、環境衛生課長、河島一昭君からあいさつの申し出がありましたので許可します。

河島一昭君。

○環境衛生課長（河島一昭）

ただいま議長からお許しを得ました河島でございます。

ただいま企画財政課長のほうから御紹介いただきました私たちこのメンバー、3月31日をもって有田川町職から退職するという事に相なりました。本会議場でこのような場を持っていただき、そしてまた、こういう高い場所からごあいさつさせていただけること、本当にありがたく思っております。ありがとうございます。

さて、私たちですけれども、採用はそれぞれ旧町でしていただいて、それからほぼ40年前後になると思います。住みよいまちづくりのためということで、微力ですけども頑張ってきたということでございます。そして、平成18年4月には旧3町が合併して有田川町ということになりました。ここでは、中山町長様号令一下、本当に住みやすい町をつくっていきましょうよということで、心を1つに本日まで頑張ってきたものでございます。この間、議会の皆様には、たいへん厳しい、温かい、いろいろなものを取りまぜて御指導、御鞭撻いただいたことを、心から厚く御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

これから一町民となるわけですけれども、有田川町発展のために何かできればというふうなことを考えていきたいというふうに考えております。

最後になりましたけれども、議会の皆さんの今後のますますの御活躍を御祈念申し上げまして、たいへん簡単素地ですけれども、お礼のごあいさつにさせていただきますと思っております。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（新家 弘）

退職される皆さんに申し上げます。

長年にわたり役場職員として職務に精励され、その間、町の発展に献身的に取り組まれ、多大な御尽力をいただきました。これまでの御苦勞と御功績に対しまして、深く敬意と感謝を申し上げる次第であります。

どうか健康にはくれぐれも御留意されまして、今後とも有田川町の発展のために御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。本当に長らく御苦勞さんでございました。

〔拍手〕

[退職者 退場]

○議長（新家 弘）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議は、これで散会したいと思います。

なお、次回の本会議は、3月22日木曜日、午前9時30分に開議します。

~~~~~

散会 16時00分